

栗東市民設学童保育所設置・ 運営事業者募集要項

令和8年7月

栗 東 市

<担当課>

栗東市 こども家庭局 子育て支援課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL : 077-551-0138

FAX : 077-552-9320

E-mail : kosodate@city.ritto.lg.jp

1 募集の趣旨

栗東市では、現在、市内9小学校区で公設民営にて9箇所（10クラブ）開設しているほか、民設民営にて12箇所（12クラブ）の学童保育所を開設しています。

市内全体の児童数は減少傾向にあるものの、学童保育所の利用希望者は年々増加している状況であることから、利用希望者の増加に対応するため、今後定員を超えることが予想される地域を対象に、学童保育所を開設する事業者を広く公募します。

2 注意事項

学童保育所の施設整備や運営にあたっては、栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栗東市条例第22号。以下「条例」という。）ならびにこども家庭庁が定める放課後児童健全育成事業実施要綱（令和8年4月8日付けこ成環第267号こども家庭庁成育局長通知；以下「実施要綱」）および放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日付けこ成環発第16号こども家庭庁成育局長通知）を遵守すること。

3 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の概要

(1) 事業の目的

放課後児童健全育成事業（学童保育所）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とします。

(2) 事業の内容

①こどもの保育に関する業務

ア こどもの健康管理、安全確保および情緒の安定にかかる業務

イ こどもへの基本的生活習慣の確立に向けた指導

ウ 遊びや体験を通じ自主性、社会性および創造性を培う活動

エ 保護者への連絡、支援および連携

a おたよりや連絡帳等を活用して、こどもの状況について家庭と学童保育所で情報を共有すること。

b 保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。

c 学童保育所の活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動等に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくること。

d 保護者から苦情があった場合は、真摯な対応に努めるとともに、その内容を記録し、状況によっては市へ報告するなど適切な処理をすること。

オ 学童保育所以外のこどもや地域住民との交流活動

カ 指導内容に関する情報の共有

キ 学校との連絡および連携、地域の関係団体等との連絡および連携、市との連絡および連携

ク 放課後児童支援員等の研修（こどもの権利に関する学習、障がい児保育、児童虐待、応急

処置、防災・防犯対策、アレルギー対応、衛生管理等)

ケ 行事や活動の企画と記録

コ 事務（保育記録の作成、職員管理、会計事務等）

サ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

②児童の健全育成を図るための事業に関する業務

こどもが自ら進んで行う自由遊び、集団遊び、グループ活動、製作物の作成、遊びの伝承、読み聞かせや読書活動、スポーツ、季節行事や伝統行事、食育活動、表現や鑑賞の活動等

③虐待の通報事務

虐待を受けたと思われる児童を発見した際の通報

④利用料金の徴収に関する事務

⑤次年度の入所に関する事務（入所募集、入所決定、入所説明会等）

(3) 対象児童および定員

対象児童は、開設場所と同一小学校区内に居住し、かつ、小学校に就学している１年生から６年生までの児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とし、定員は概ね４０人とします。

また、特別支援学級に通う等、支援が必要な児童については、環境整備や指導員体制を整え、可能な限り受け入れに努めること。

(4) 募集学区および開設条件

【募集学区】

① 葉山東小学校区・・・１箇所

② 大宝小学校区・・・１箇所

【開設条件】

- ・ 開設場所については、付近の交通量を十分に勘案したうえで、募集学区の各小学校から概ね５００ｍ以内に開設すること。（バス等の送迎手段を確保し、学校との調整や安全な送迎体制が取れる場合は概ね５００ｍ以上でも可）
- ・ 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）および建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に適合する場所であること。

(5) 開設時期 令和９年４月１日

4 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

5 スケジュール（予定）

内 容	日 程
① 公募による募集	令和８年７月７日（火）～
② 質問書の提出期間 受付期限	令和８年７月７日（火）～７月１７日（金）午後３時
③ 質問書回答	令和８年７月２４日（金）
④ 参加意思表明書の提出期限	令和８年８月５日（水）午後２時【持参または郵送】
⑤ 参加資格審査の結果通知	令和８年８月１２日（水） 【郵送】
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和８年８月２８日（金）午後４時
⑦ 書類審査 プレゼンテーションの実施	令和８年９月１１日（金） 予定
⑧ 選定結果の通知	令和８年９月中旬 【郵送・市ＨＰ】
⑨ 開設	令和９年４月１日

6 参加資格等

(1) 応募対象者

放課後児童健全育成事業等の運営実績があり、業務を確実に遂行できる知識経験が豊富な人材を有し、長期的に事業運営ができる社会福祉法人およびその他の法人

※ その他の法人：公益社団（財団）法人、学校法人、ＮＰＯ法人、株式会社等

(2) 応募資格

- ① 児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業の運営を希望する者で、かつ、次の要件を満たす者であること。

ア 事業を実施するために必要な経済的基礎として、学童保育所の年間事業費の１２分の１以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ 事業の実施にあたって、不正または不誠実な行為をする恐れがないと認められる者であること。

ウ 資金計画および事業計画が適正であること。

エ こども基本法、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、放課後児童健全育成事業に熱意と理解をもち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、学童保育所の運営を適切に行う能力を有すること。

オ 栗東市の子育て支援への取組みを理解し、積極的に協力すること。

カ 法人および法人が現に運営している施設について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

- ② 次の各号の要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。

エ 栗東市暴力団排除条例第６条により、次のアからカまでのいずれの場合のいずれにも該当しないこと。

ⅰ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

ⅱ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ⅲ 役員等が自己、自社もしくは第３者の不正の利益を図る目的または第３者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

ⅳ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

ⅴ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

③ 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年２月１日公示第４号）第２条及び第３条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

④ 栗東市における競争入札参加資格を有すること。ただし、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）および直近年度の消費税及び地方消費税、市町村民税の未納がない旨の納税証明書を提出した場合は、その限りではない。

⑤ 事業実施施設の確保が確実に見込まれること。確実に見込まれる根拠となる書類を提出すること。

⑥ 同一の法人による複数の学区への応募は可能とする。ただし、複数の応募が採択された場合は、すべて事業化すること。

(3) 欠格事項

応募された事業者が次の要件に該当する場合は、選考審査の対象から除外する。

① 同一の場所において複数の提案書類を提出した場合

② 本募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合

③ 申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選考に対する不当な要求を行った場合

④ 提出書類に虚偽の内容を記載したと認められる場合

- ⑤ 候補事業者決定までの間に、前項に定める応募資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- ⑥ その他不正な行為があった場合

7 民設学童保育所の設置等に関する条件

- (1) 施設の設置場所は、上記3「(4) 募集学区および開設条件」を満たし、送迎において、小学校の周辺や保護者のお迎え等の利便性の高い場所や周辺環境に配慮した場所等、その事業特性を十分考慮したうえで選定すること。
- (2) 事業者自らが所有または賃借する物件において運営を行うこと。
- (3) 施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和8年度中に整備し、令和9年4月1日に確実に開設すること。
- (4) 保育室、静養室、流し台、手洗い場、トイレ、児童用ロッカー、児童用げた箱等の設備を設けるとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。
- (5) 保育室の面積は、児童1人につき1.65㎡以上あること。
- (6) 施設は、昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。また、昭和56年5月31日以前に建築した建物については、建築確認を受け、かつ耐震補強済みのもの（耐震調査を実施し問題がないことを確認できるものも含む）であること。
- (7) 保育室は静養室およびトイレと区別していること。
- (8) 児童の保健衛生上必要な日照、採光および換気等に十分配慮していること。
- (9) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。
- (10) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- (11) 児童が行うタブレット端末を活用した学習に対応できるWi-Fi環境を整えていること。
- (12) 地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じる等、児童の安全が確保していること。
- (13) 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令の要件を遵守していること。
- (14) 企画提案書の提出前に、自治会長および近隣住民等に説明を行い、事業内容や施設整備の計画等（送迎時の安全対策や渋滞対策を含む。）について、意見を徴収するなどして理解を得ること。なお、共同住宅・テナントビル等にて事業を行う場合は、同階利用者のほか、上下階利用者等を対象に説明を行うこと。（議事録や説明内容等を示す書類等添付要。）
- (15) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みである施設改修等計画書とすること。
- (16) 保護者による児童送迎用のための駐車場および駐輪場等について適切な台数分を確保すること。
- (17) 施設の改修に要する諸費用（用地の確保に要する諸費用、調査、測量、設計、外構・付帯工事、給水装置の新設等の分担金ほか一切を含む。）は事業者の負担とする。
- (18) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、民設学童保育所を行う場所と明確に区分けをすること。

8 民設学童保育所の運営に関する条件

(1) 学童保育所の定員は、概ね40人とする。

(2) 管理者および職員配置

- ① 学童保育所を管理する者（管理者）を配置すること。
- ② 支援の単位ごとに、2名以上の放課後児童支援員が常時勤務すること（管理者との兼務可）。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。
- ③ ②にかかわらず、放課後児童支援員の退職等により一時的に放課後児童支援員が不在となる場合は、放課後児童支援員を置くまでの間、補助員をもって放課後児童支援とみなすことができる。

(3) 放課後児童支援員の資格要件

以下の者で、県または政令指定都市もしくは中核市が実施する研修を修了した者とする。なお、事業を複合的に行う場合は、放課後児童健全育成事業に従事する者として他の事業とは区別すること。

- ① 保育士、教諭、社会福祉士の資格を有する者
- ② 大学、大学院等において、社会福祉学、心理学、教育学等を専修・専攻し卒業した者
- ③ 高等学校を卒業し、放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者
- ④ 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者

(4) 開所日

栗東市の公設学童保育所の開所日に準じ、以下に掲げる日を除き、年間250日以上開所すること。

- ① 日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ② 12月29日から12月31日まで並びに1月2日および1月3日

(5) 開所時間

栗東市の公設学童保育所の開所時間に準じ、以下に掲げる開所時間以上とすること。

- ① 小学校の授業日 放課後から午後7時まで（午後6時以降は延長保育）
- ② 小学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで（午前8時以前および午後6時以降は延長保育）

※ 学童保育所の自主事業として、開所時間の延長や小学校の休業日の朝の開所時間を早めるなど、延長保育を拡大することは可能とする。

(1) その他

- ① 学童保育所の入所募集および入所決定は、栗東市と調整のうえ、事業者が募集し、栗東市が定めた選考基準で入所決定をすること。
- ② 延長保育の拡大等、自主事業の拡充を積極的に行うこと。
- ③ 必要な医薬品および医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- ④ 栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）に規定する安全計画、業務継続計画及び運営規程を策定すること。
- ⑤ 自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に児童の所在を確認すること。

- ⑥ 保護者との交流を図り、保護者の意見を学童保育所の運営に反映させること。
 - ⑦ 放課後児童支援員等の資質向上のため、職員研修（人権研修を含む）を積極的に実施すること。
 - ⑧ 活動中における児童の事故等に備えて、傷害保険や損害賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。
 - ⑨ 小学校から学童保育所までの児童の送迎については、安全を確保するとともに事業者の自主運営とすること。
 - ⑩ 利用料金等については、事業者が設定、徴収し、運営費に充てるものとする。ただし、利用者負担が過度なものとならないよう、公設学童保育所の利用料金等を参考に設定すること。なお、公設学童保育所の利用料金等は令和9年4月1日に施行される改正後の栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成16年栗東市条例第12号）を参考とすること。
 - ⑪ 原則として、実施要項で認められた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、自主事業の保護者負担は対象外とする。
 - ⑫ 学童保育所の業務において知り得た児童やその家族等の個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱い、守秘義務を守ること。
- (6) 施設等の転用について
- 栗東市から施設整備等にかかる補助金の交付を受けた事業者は、施設等を学童保育所の目的以外に使用してはならない。

9 施設整備等にかかる補助金

- (1) 施設整備等にかかる補助金の対象となるのは以下のとおりです。
- 詳しくは「栗東市民設学童保育所施設整備補助金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。）」をご覧ください。

区分	補助対象経費	補助率	補助基準額
施設改修等補助金	「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下「国実施要綱」という。）別添2の3(1)に定める事業を実施するために要する経費	8分の7	子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知。以下「国交付要綱」という。）に定める基準額
設備整備等補助金	国実施要綱別添2の3(2)に定める事業を実施するために要する経費	10分の10	国交付要綱に定める基準額

- (2) 補助金の額は、補助基準額と⑪の補助対象経費に係る実支出額を比較して少ない方の額に各補助率を乗じる。ただし、本市の予算の範囲内での補助とする。
- (3) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告し、返還すること。

10 運営費

- (1) 事業者と栗東市で委託契約を締結し、栗東市の予算の範囲内で委託料として交付する。
- (2) 委託料の額は、国および県の補助金交付要綱に基づく補助基準額と補助対象経費に係る実支出額から徴収すべき利用料金を差し引いた額を比較して少ない方の額とする。ただし、本市の予算の範囲内での補助とする。

【参考：国・県の補助基準額（令和8年度）】

＜運営費＞ 児童数等が次のとおりである場合の基準額。児童数等に応じて額は異なる。

児童数：40人

年間開所日数：292日

開所時間：（小学校の休業日）午前7時30分から午後7時まで

職員の配置	基準額
放課後児童支援員（常勤）を2名以上配置した場合	9, 164, 000円
放課後児童支援員、補助員を配置した場合	6, 444, 000円

＜送迎費＞ 613, 000円

※ 12月実施した場合の額。実施月数に応じて額は異なる。

＜賃借料＞ 3, 444, 000円

国および県の補助金交付要綱に基づく補助基準額の見直しや児童の受け入れ状態によって、基準額は増減することがある。

11 質疑・回答

- (1) 本募集要項について質問がある場合は、様式2「栗東市民設学童保育所設置・運営事業者募集に係る質問票」に記載し、電子メールにより提出すること。送信後、必ず電話（土日祝日を除く）により到着確認をすること。
- (2) 質問の受付は、令和8年7月17日（金）午後3時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、令和8年7月24日（金）までに、栗東市ホームページに掲載する。

12 参加申込・資格審査

- (1) 提出書類

参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 放課後児童健全育成事業の運営実績がわかる書類

ウ その他、必要な書類

- (2) 提出期限 令和8年8月5日(水)午後2時
- (3) 提出先 栗東市こども家庭局 子育て支援課子育て支援係
- (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和8年8月12日(水)までに文書にて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

1.3 企画提案書作成方法および提出方法

- (1) 提出書類 別紙1 企画提案書提出書類一覧に記載された書類
- (2) 提出期限 令和8年8月28日(金) 午後4時
- (3) 提出場所 栗東市こども家庭局 子育て支援課(栗東市役所1階)
- (4) 提出部数 9部(原本1部、コピー8部)
- (5) 提出方法 持参に限る。あらかじめ日時を連絡のうえ、来庁のこと

1.4 審査の方法等

(1) 方法

栗東市民設学童保育所設置・運営審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、応募申込書等の書類審査およびプレゼンテーションを実施し、総合的に判断して事業者を選考する。

プレゼンテーションの実施要領については、受付時以降に応募された事業者へ配布する。また、審査委員会での審査に付するにあたり、応募された事業者へのヒアリングを実施することがある。

(2) プレゼンテーションの実施

提出されあたり企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施する。参加意思表明書を提出していてもプレゼンテーションに出席しない場合は辞退とみなす。

- ① 開催日時 令和8年9月11日(金) 予定
- ② 提案時間 1提案者30分以内(プレゼンテーション15分、質疑15分)

(3) 選定基準

- ① 条例等定める基準に適合していること。
- ② 役員等が児童福祉に対して知識および経験を有し、熱意を持って確実に事業運営が行える事業所であること。

- ③ 安定した資金計画および適正な人員配置により、長期的に事業運営ができる事業者であること。

項目	区分	評価の項目
事業者の状況	事業者の理念	経営理念・基本方針、応募の動機、実績
	事業者	事業者（法人）の状況、財務状況、事業の継続性
施設整備	施設の整備	基準への適合、安全対策や周辺環境、保護者送迎駐車（駐輪）場の確保、住民説明
	開設場所	開設場所、学校からの距離や安全対策
運営 （組織・体制）	運営計画	開所日、開所時間、職員配置、人材育成
	安全対策	健康・衛生管理、感染症予防、事故防止対策、危機管理体制、個人情報の取り扱い
育成支援の内容	育成支援計画	育成支援計画の内容
	学校、地域との連携	学校・地域との連携や交流計画
	その他の取り組み	支援等が必要な児童への取り組み、保護者との連携、利用者ニーズへの対応

1 5 審査結果

事業者の選考結果は、応募された全事業者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じません。また、審査の結果、「決定事業者なし」とする場合がある。なお、選考結果は栗東市ホームページにおいて公表を行う。

1 6 提出書類の取り扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。

1 7 情報公開および提供

- (1) 企画提案書等は、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、公文書公開の対象文書となる。（ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。）
- (2) 本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

18 その他の留意事項

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備および民設学童保育所の運営にあたっては関係法令を遵守することはもとより、栗東市の指導に応じること。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。施設の改修等に着工する前には、決定事業者の責任において、地元自治会及び近隣住民等に説明を行い、事業の趣旨等に関して理解を得ること。また、改修工事のスケジュールや工事車両の通行などについても十分な説明を行うこと。
- (3) 施設の整備等にかかる諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 事業計画の変更は原則として認めないが、事前に協議のうえ、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り変更を認める。ただし、令和9年4月1日の開設については、厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として開設時期の延期は認めません。
- (5) 放課後児童健全育成事業開始届について、令和9年2月末までに子育て支援課と事前に内容の協議を行い、令和9年3月末日までに書類を提出すること。
- (6) 栗東市は、事業者を決定後、以下の場合、取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできないものとする。
 - ① 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - ② 当初予定していた施設等の確保が困難になる等、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ③ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ④ その他の事情により、適切な民設学童保育所の運営が困難と認めるとき。
- (7) 企画提案のための費用等は、すべて参加事業者の負担とする。
- (8) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募された事業者への連絡事項が生じた場合は、栗東市ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認をしておくこと。

19 問い合わせ・応募申込書等提出先

栗東市 こども家庭局 子育て支援課

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所1階

TEL : 077-551-0138

FAX : 077-552-9320

E-MAIL : kosodate@city.ritto.lg.jp